

施設使用料等の見直しの考え方について

1 主旨

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条第1項）であり、各施設の設置根拠となる区の条例において、それぞれの施設の設置目的が定められている。

区は、その設置目的を達成するため、公の施設の機能を存続させなければならないが、持続可能な財政基盤を築くためには、各施設の機能の維持・運営等に要する経費（管理運営経費）は、施設利用者に使用料・利用料（以下「使用料等」という。）として経費の一部を負担してもらう必要がある。

前回（平成30年10月）の使用料等の改定時と比較すると、物価高騰等の昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費の規模が増大していることから、施設の使用料等の見直しを行う。

なお、施設の維持管理経費の抑制や、利用率の向上による施設収入の増加については、世田谷区公共施設等総合管理計画に基づき、引き続き推進する。

2 経過

平成22年12月 「適正な利用者負担の導入指針」策定
 平成25年 7月 区民利用施設の使用料等の改定
 平成26年 4月 消費税5%から8%へ引き上げ
 平成30年10月 区民利用施設の使用料等の改定
 令和 元年10月 消費税8%から10%へ引き上げ
 以後使用料等の改定なし

3 使用料等の見直し理由

(1) 施設に係る経費の概念図

施設に係る経費には、管理運営経費と建設・賃借料があり、その内、施設の管理運営経費を利用者負担の対象として、利用者が負担する使用料等と区が負担する税金で賄っている。

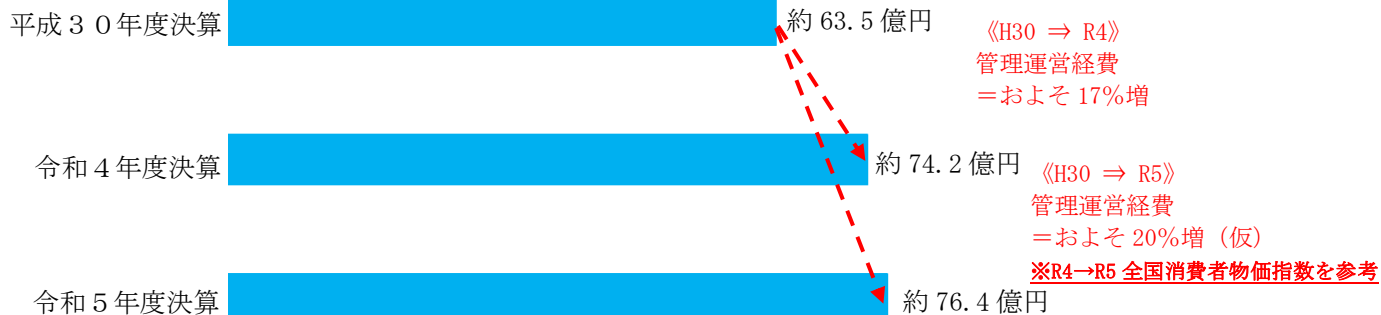
経費全体 (施設別行政コスト計算書「費用」)	
⇒約105.5億（令和4年度）	
【利用者負担対象経費】管理運営経費 (人件費、光熱水費、委託料、負担金など)	【利用者負担対象外経費】建設・賃借料 (土地建物賃借料、減価償却費など)
⇒約74.2億（令和4年度）	⇒約31.3億（令和4年度）
利用者の負担 (使用料等)	区の負担 (税金)

⇒約4.5億（令和4年度）〔管理運営経費の約6%〕

「適正な利用者負担の導入指針」（平成22年12月）において、利用者の負担（使用料）と区の負担（税金）との適正な割合について記載あり

(2) 管理運営経費の増加（平成30年度→令和4年度比較）

施設別行政コスト計算書に基づき、前回改定時（平成30年度）と令和4年度の施設（後記5「見直し検討対象施設（別紙2）」のうち、空き時間利用施設等を除いた施設）の管理運営経費を比較したところ、およそ17%増加している。



類似施設のグループごとの管理運営経費の比較については、【下表】のとおり。

施設種別	含まれる施設	管理運営経費(千円)			増減率(R5←H30比較) (A/C)	増減率(R4←H30比較) (B/C)
		R5(A)	R4(B)	H30(C)		
区民会館 ※世田谷・玉川を除く6館 (改築工事の期間中のため)	世田谷区民会館別館	24,104	23,402	23,717	101.6%	98.7%
	北沢区民会館	76,078	73,862	65,762	115.7%	112.3%
	北沢区民会館別館	17,940	17,417	19,003	94.4%	91.7%
	玉川区民会館別館	55,684	54,062	42,971	129.6%	125.8%
	砧区民会館	72,959	70,834	33,476	217.9%	211.6%
	烏山区民会館	75,048	72,862	57,935	129.5%	125.8%
	合計	321,812	312,439	242,864	132.5%	128.6%
区民集会施設等 ※保健センター(運動指導室)、保健医療福祉総合 プラザを除く	区民センター	731,134	709,839	570,933	128.1%	124.3%
	地区会館	651,849	632,863	443,540	147.0%	142.7%
	区民集会所	263,598	255,920	227,046	116.1%	112.7%
	男女共同参画センター	107,197	104,075	92,185	116.3%	112.9%
	健康増進・交流施設	95,951	93,156	64,939	147.8%	143.5%
	青少年交流センター	282,229	274,009	204,103	138.3%	134.3%
	敬老会館	5,243	5,090	4,445	117.9%	114.5%
	高齢者集会所	9,512	9,235	12,681	75.0%	72.8%
	ひだまり友遊会館	59,068	57,348	51,534	114.6%	111.3%
	郷土資料館(集会室)	73,082	70,953	72,277	101.1%	98.2%
	合計	2,278,863	2,212,488	1,743,683	130.7%	126.9%
公園、スポーツ施設	区立公園施設	422,254	409,955	373,289	113.1%	109.8%
	多摩川玉堤広場	58,896	57,181	53,169	110.8%	107.5%
	総合運動場(二子玉川緑地運動場含む)	512,360	497,437	440,640	116.3%	112.9%
	大蔵第二運動場	212,159	205,980	198,659	106.8%	103.7%
	千歳温水プール	338,736	328,870	264,042	128.3%	124.6%
	地域体育館・地区体育室	158,636	154,016	97,472	162.8%	158.0%
	合計	1,703,042	1,653,439	1,427,271	119.3%	115.8%
文化施設	美術館	674,499	654,853	615,234	109.8%	106.4%
	文学館	336,320	326,524	279,348	120.4%	116.9%
	文化生活情報センター	1,099,670	1,067,641	977,279	112.5%	109.2%
	合計	2,110,489	2,049,018	1,871,861	112.7%	109.5%

施設種別	含まれる施設	管理運営経費(千円)			増減率(R5←H30比較)	増減率(R4←H30比較)
		R5(A)	R4(B)	H30(C)	(A/C)	(B/C)
高齢者・障害者施設	障害者休養ホーム(ひまわり荘)	129,105	125,345	116,625	110.7%	107.5%
	知的障害者生活寮(松原けやき寮)	30,762	29,866	30,561	100.7%	97.7%
	身体障害者自立体験ホーム(なかまっち)	84,230	81,777	81,257	103.7%	100.6%
	高齢者一時生活援助施設(ほのぼの)	37,088	36,008	26,669	139.1%	135.0%
	合計	281,186	272,996	255,112	110.2%	107.0%
子育て施設	産後ケアセンター	197,352	191,604	190,731	103.5%	100.5%
	合計	197,352	191,604	190,731	103.5%	100.5%
駐車場・駐輪場	区立駐車場(砵のみ)※H30年度は玉川が工事中のため	20,222	19,633	13,546	149.3%	144.9%
	区立自転車等駐車場	67,986	66,006	62,972	108.0%	104.8%
	レンタサイクルポート	20,231	19,642	17,305	116.9%	113.5%
	合計	108,439	105,281	93,823	115.6%	112.2%
教育施設	図書館(プラネタリウム)	30,206	29,326	25,438	118.7%	115.3%
	合計	30,206	29,326	25,438	118.7%	115.3%
観光施設	スカイキャロット展望ロビー	48,711	47,292	5,971	815.8%	792.0%
	合計	48,711	47,292	5,971	815.8%	792.0%
その他	区民斎場	11,522	11,186	8,972	128.4%	124.7%
	区民農園	62,648	60,823	38,966	160.8%	156.1%
	区民健康村	425,094	412,713	395,418	107.5%	104.4%
	合計	499,264	484,722	443,356	112.6%	109.3%
学校開放施設	区立小・中学校	64,652	62,769	54,378	118.9%	115.4%
	合計	64,652	62,769	54,378	118.9%	115.4%
総計		7,644,015	7,421,374	6,354,488	120.3%	116.8%

4 改定後の使用料等の額の考え方

(1) 算定方法

- ① 平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費を類似施設のグループごと（区民集会施設等、文化施設）に比較し、その増加割合に平行して各施設等の使用料等（利用料金上限額含む）の額を一律スライドとする。
- ② 前記①の額に、以下ア～エの観点から一定の調整を加える。
 - ア 子ども・子育て世帯への配慮
別紙1のとおり
 - イ 築年数・利便性（区民会館のみ）
別紙1のとおり
 - ウ 高齢者・障害者への配慮
高齢者・障害者への配慮の観点から、改定額について一定の調整を加える。
 - エ 区民生活への配慮
区民生活への影響に配慮し、急激な改定とならないよう改定後の使用料等は原則、現行の使用料等の概ね3割を上限とする。なお、選択的かつ私益性の高い施設については、この限りでない。
- ③ さらに各施設の実情に応じた調整を加えて、改定後の額を確定する。

(2) 使用料等の額の算出基礎として算入する経費

使用料等の算出基礎は、施設別行政コスト計算書に記載の「物件費（うち土地建物設備賃借料のみ除く）」、「扶助費・補助費等」、「人件費」を合算した「管理運営経費」とする。

なお、土地購入費や減価償却費等は、これまでどおり算入しない。

5 見直し検討対象施設

別紙2のとおり

6 今後の課題

今後も施設機能を維持するためには、使用料等の引き上げ改定だけでなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組み、利用率の改善を図る必要がある。

具体的な取り組み内容としては、「新たな行政経営への移行実現プラン」に掲げる取り組みを含む以下のものが挙げられる。※「新たな行政経営への移行実現プラン」取り組み番号

※	取り組み内容	現状・課題
1-24	公共施設の多機能化の推進（地区会館等の区民集会施設における夜間時間帯の有効活用、学校施設・児童館の活用拡充）	現在、区民集会施設等において、夜間時間帯を活用した中高生の自習スペース開放を行っている。 今後は、この取り組みの時間帯や施設の拡大に加え、学校施設の開放促進、児童館での居場所の確保など検討していく。
2-6	区民会館のキャッシュレス決済の導入及び申請手続き等のオンライン化	現在、北沢区民会館への Web 予約システム及びキャッシュレス決済を導入している（令和 5 年度末より開始。）。 今後は、令和 6 年度中に砧区民会館、令和 7 年度中に残りの全ての区民会館への導入を完了させ、区民の利便性向上を図っていく。
2-7	けやきネットの利便性の向上（本人確認資料の電子申請機能の追加、WEB 口座振替の導入、クレジットカード払いの導入）	現在、令和 5 年度に本人確認資料の電子申請を実施している（令和 5 年度から開始）。 今後は、令和 7 年度に Web 口座振替の導入をすることにより、区民が自宅で Web から登録手続きを完了させることができるようにするとともに、決済手法の選択肢を増やすため、令和 8 年度中にクレジットカード払いの導入に向けて検討を進める。
2-22	魅力ある図書館運営・サービスの推進（①スマートフォンアプリへの利用者カード機能搭載、②予約資料受取等のサービススポットの拡充）	①現在、3 年毎に図書館の窓口で利用者カード（共通利用カード）の更新手続きを行う必要がある。今後、スマートフォンのアプリ等により利用者カード機能を持たせ、Web からの登録更新を可能とする。 ②現在、下北沢駅に 1 か所のみ設置となっている。今後、拡充のため利便性の高い場所の確保に向けた取り組みを進める。
-	コロナ禍後の区民活動ニーズに基づく区民利用施設等における Wi-Fi 整備	現在進めている区民集会施設や児童館、新 BOP・学童クラブ等への Wi-Fi 整備を令和 6 年度中に完了させるとともに、Wi-Fi の利活用促進講座等を実施し区民活動を支援する。

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年	9月	5 常任委員会報告（見直しの考え方）
	11月	5 常任委員会報告（改定案） 区民意見募集
令和7年	2月	区議会第一回定例会（条例改正案）
	10月	新料金適用

改定後の使用料等の額の算定に係る一定の調整について

ア 子ども・子育て家庭への配慮

「子ども・子育て応援都市」として、子どもや子育て家庭に対する経済的支援を進める観点から、施設の個人利用料金について、次の料金設定を行う。

(1) 【個人料金で子ども料金が設定されていない場合】

「一律料金」から「大人料金」・「小人料金（高校生以下）」へと区分の細分化

①概要

現在、公園・スポーツ施設等で設定している個人利用の「一律料金」について、料金区分を「大人料金」・「小人料金（高校生以下）」へと区分を細分化する。

【見直し前】

料金区分
一律



【見直し後】

料金区分
大人
小人（高校生以下）

②検討対象施設

区分	施設名
区民集会施設等	健康増進・交流施設
公園・スポーツ施設	区立公園施設、総合運動場、大蔵第二運動場
高齢者・障害者施設	障害者休養ホーム（ひまわり荘）
子育て施設	産後ケアセンター
駐車場・駐輪場	区立自転車等駐車場、レンタサイクルポート

(2) 【個人料金で子ども料金が設定されている場合】

小人料金を「高校生以下」の料金に変更

①概要

現在、公園・スポーツ施設等で設定している、中学生以下（一部の施設は小学生）を対象とした小人料金について、対象者を拡大し、「高校生以下」の料金とする。

【見直し前】

料金区分
小人（中学生以下） 又は 小人（小学生）



【見直し後】

料金区分
小人料金（高校生以下）

②検討対象施設

区分	施設名
公園、スポーツ施設	区立公園施設、総合運動場、大蔵第二運動場、千歳温水プール、尾山台地域体育館
教育施設	図書館（プラネタリウム）
学校開放施設	区立中学校、八幡山地域体育館
その他	区民健康村

イ 築年数・利便性（区民会館のみ）

区民会館施設は区民以外の利用も可能であり、区民集会所等の近隣住民の利用を主とする施設と比較すると、利用者にとっては、他自治体を含め複数の区民会館同士が並列・競合する選択肢となりやすいことから、各区民会館の利用率を高め、教育、文化、産業及び経済の振興を一層推進するとともに、税外収入の確保を図ることを目的として、「築年数」及び「利便性」を勘案した改定率とする。

① 築年数

対象施設の築年数に応じ、以下の3つに分類する。

- ・新しい（基準日時点で5年以内）
- ・普通
- ・古い（基準日時点で築45年以上）

※基準日：新料金適用日（予定）＝令和7年10月1日

② 利便性（最寄り駅からの距離）

対象施設の最寄り駅からの徒歩分数に応じ、以下の2つに分類する。

- ・近い（徒歩10分未満）
- ・遠い（徒歩10分以上）

上記①②の分類を勘案して対象施設を表1のとおり区分し、それぞれの区分ごとに表2に定める改定率を適用する。

表1

対象施設	区分
世田谷区民会館	A
世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあど）	A
北沢区民会館（北沢タウンホール）	B
北沢区民会館別館（梅丘パークホール）	B
玉川区民会館（玉川せせらぎホール）	B
玉川区民会館別館（上用賀アートホール）	C
砧区民会館（成城ホール）	B
烏山区民会館	C

表2

区分	改定率
A	「管理運営経費の増加割合」の1.2倍の割合
B	「管理運営経費の増加割合」と同じ割合
C	「管理運営経費の増加割合」の2分の1の割合

使用料・利用料見直し検討対象施設一覧

<区民会館>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
区民会館	区民会館	8	—	約 55% (38%～75%)	※世田谷 ホール(土日祝) 午前(3h):65,950 円 夜間(4.5h):165,160 円 全日(13h):264,240 円 ※世田谷 集会室 A(土日祝) 午前(3h):8,110 円 夜間(4.5h):20,300 円 全日(13h):32,470 円	1割改定 (平成 30 年 10 月) ※世田谷区民会館は 2 割改定

<区民集会施設等>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
区民集会施設等	区民センター	12	○	55.7% (33.7%～86.2%)	行政財産使用料条例 →平米に応じて料金を規定 ※烏山区民センター(3h) 定員 48 人:1,260 円 36 人:810 円 18 人:300 円	概ね 2 割未満の改定(1～3 割)
	地区会館	48	○	50.7% (14.0%～87.9%)		
	区民集会所	29	○	56.1% (19.9%～91.9%)		
	男女共同参画センター (研修室)	1	—	—		
	敬老会館(北烏山東)	1	○ (夕方夜間)	20.3%		
	高齢者集会所(上馬、桜)	2	○ (一部夕方・夜間)	73.9%(上馬) 4.2%(桜)		
	ひだまり友遊会館	1	—	—		
	健康増進・交流施設	1	○ (会議室)	63.0%	・会議室(A・B) (3h):1,040 円 ・交流室・多目的室(平日) 午前(3h):3,630 円 ・娯楽室・運動室 9～17 時(大人 1 日):440 円	概ね 2 割未満の改定(1～3 割)
	郷土資料館 (集会室)	1	—	—	集会室 午前(3h):1,260 円	概ね 3 割改定
	青少年交流センター	3	—	—	※池之上青少年交流センター ・学習室(交流室) I 午前 9 時～12 時 50 分:960 円 ・音楽室 午前 9 時～12 時 50 分:1,920 円	—
	保健医療福祉総合プラザ	1	—	—	・区民活動支援会議室(1-1) 午前 3h:810 円 ・研修室(研修室 A-1・2) 午前 3h:810 円	—
	保健センター (運動指導室)	1	—	—	運動指導室 午前(3h):2,700 円	—

＜公園、スポーツ施設＞

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和5年度)	使用料等	前回改定(平成30年10月)
公園施設	世田谷公園	軟式野球場、軟式少年野球場、庭球場、洋弓場、水泳場、和室、茶室、駐車場、附帯設備(夜間照明に限る。)	○	63.8%	・屋外プール(夏季のみ、2h) 高校生以上 390 円 子ども・高齢者・障害者 100 円 ・野球場 平日 2h: 4,020 円 ・庭球場 平日 2h: 2,880 円 ・夜間照明(1h) 軟式野球場 3,300 円 庭球場 820 円 ・ミニSL 小学生 50 円、中学生以上 100 円	概ね2割改定 ※プール(子ども、高齢者、障害者)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	羽根木公園		○	58.9%		
	玉川野毛町公園		○	70.2%		
	多摩川玉堤広場	庭球場、少年野球場、サッカー場	—	—	・庭球場 平日 2h: 1,300 円 ・サッカー場 平日 2h: 1,300 円	—
スポーツ施設	総合運動場(二子玉川緑地運動場含む)	体育館、洋弓場、水泳場、庭球場、野球場、少年野球場、陸上競技場、サッカー場、少年サッカー場、球技場 ※夜間照明あり	○	総合運動場 71.7% 二子玉川緑地運動場 42.7%	・温水プール(夏季 2h 制) 大人 520 円、子ども・高齢者・障害者 150 円 ・体育館(平日、全面、3h) 15,120 円 ・陸上競技場(平日、3h) 17,040 円 ・洋弓場(平日、3h) 2,370 円 ※庭球場は公園施設と同じ	概ね2割改定 ※プール、トレーニングルームは概ね1割未満の改定 ※プール、トレーニングルーム(子ども、高齢者、障害者)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	大蔵第二運動場	体育館、庭球場、集会室、ゴルフ練習場、宿泊室、屋外プール、トレーニングルーム、駐車場	○	81.1%	・屋外プール(夏季のみ、1日) 1,180 円 ・体育館(平日、午前 3h) 13,800 円 ・トレーニングルーム(3h) 大人 660 円(サウナ付 1,150 円)、高齢者・障害者 250 円(サウナ付 450 円) ※庭球場は公園と同じ	概ね2割改定 ※ゴルフ練習場、宿泊室は据え置き ※プール、トレーニングルーム(子ども、高齢者、障害者)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	千歳温水プール	温水プール、トレーニングルーム、体育室、健康運動室、集会室、駐車場	○	43.3%	温水プール(夏季 2h 制) 大人 520 円、子ども・高齢者・障害者 150 円	概ね2割改定 ※プール、トレーニングルームは概ね1割未満の改定 ※プール、トレーニングルーム(子ども、高齢者、障害者)は据え置き
	尾山台地域体育館	体育館・会議室、トレーニング室	○	97.5%	体育館(平日・3h) 4,890 円 ※個人は大人 140 円、小・中学生 50 円	概ね2割改定
	北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第2運動広場	○	87.5%	体育室(2h) 860 円	概ね2割改定
	希望丘地域体育館	体育館	○	79.9%	体育館(平日・3h) 6,740 円	—

＜文化施設＞

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
文化施設	美術館	常設展示、特別展示、美術館内ギャラリー、分館区民ギャラリー、講堂	—	—	常設展示(一般/個人) 200 円 常設展示(小・中学生、高齢者、障害者/個人) 100 円 区民ギャラリー(1 日、全体利用) 13,820 円 分館区民ギャラリー(1 日) 2,880 円 講堂(2h) 3,600 円	2割改定
	文学館	常設展示、特別展示	—	—	常設展示(一般・個人) 200 円 常設展示(小・中学生、高齢者、障害者・個人) 100 円	—
	文化生活情報センター	パブリックシアター(主劇場)、シアターラム(小劇場)、稽古場、作業室、音響スタジオ	—	—	パブリックシアター(1 日) 586,150 円 シアターラム(1 日) 213,070 円	1 割改定
		セミナールーム、ワークショップ室	○	約 66.3%	セミナールーム A(平日・午前 3h) 2,880 円 ワークショップ室 A(平日・午前 3h) 7,340 円	2 割改定

＜障害者施設＞

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
高齢者・障害者施設	障害者休養ホーム(ひまわり荘)	—	—	—	宿泊料(1 泊) 1,700 円	—
	知的障害者生活寮(松原けやき寮)	—	—	—	生活寮(月額) 24,000 円	—
	身体障害者自立体験ホーム(なかまっち)	—	—	—	・一般入居用居室(玄関独立型)(月額) 66,000 円 ・一般入居用居室 54,000 円 ・短期入居用居室 1,800 円	—
	高齢者一時生活援助施設(ほのぼの)	—	—	—	使用料(月額) 41,000 円	—

<子育て施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
子育て施設	産後ケアセンター	—	—	—	・ショートステイ(宿泊) 1泊2日:9,000 円 ・デイケア(日帰り) 1日:3,000 円 ・アウトリーチ(訪問) 1回:2,000 円 ※1日(1回)につき 2,500 円(アウトリーチは 2,000 円)割引となる「世田谷区産後ケア事業クーポン券」を 5 枚上限で配付	課税世帯は概ね4割改定 ※低所得者への配慮を踏まえ、非課税世帯区分に「均等割りのみ課税世帯」を含める。 ※生活保護世帯は無料

<駐車場・駐輪場>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
駐車場・駐輪場	区立自転車等駐車場	54	—	—	・定期(自転車(屋根有・一般)) 2,000 円/月 ・日極(自転車) 100 円/回	—
	区立駐車場 (玉川・砧)	2	—	—	100 円/10 分(玉川) 100 円/15 分(砧)	—
	レンタサイクルポート	7	—	—	・定期(一般) 3,000 円/月 ・日極 300 円/1 回又は 1 日	—

<教育施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
教育施設	図書館	プラネタリウム	—	—	大人(個人):400 円 小人(個人):100 円	—

<観光施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
観光施設	スカイキャロット展望ロビ	—	—	—	・小宴会場(3h) 1,200 円 ・中宴会場(11~14 時) 1,800 円/平日 ・レストラン貸(11~14 時) 3,500 円/平日	—

<学校開放施設>

区分	施設名	施設内容	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
学校開放施設	小学校	体育館、格技室、教室、校庭、庭球場、プール、小ホール、トレーニング室、クライミングウォール	○	71.7%	・体育館、校庭、格技室(学校休業日・2h) 640 円 ・校庭夜間照明(1h) 1,320 円 ・庭球場(2h) 1,700 円(夜間照明 1h 660 円) ・屋外プール(夏季のみ、2h) 大人 240 円 子ども・高齢者・障害者 100 円 ・温水プール(2h) 大人 480 円、 子ども・高齢者・障害者 150 円	概ね 2 割改定 ※子ども、高齢者、障害者の個人利用(プール及びクライミングウォール)は据え置き ※夜間照明は据え置き
	中学校		○	71.6%		

<その他施設>

区分	施設名	箇所	けやきネット	利用率(令和 5 年度)	使用料等	前回改定(平成 30 年 10 月)
その他施設	区民斎場(みどり会館)	1	—	—	1 式(式場及び洋室) 84,000 円	—
	区民農園	22	—	—	1 区画(1 年):11,520 円	2 割改定
	区民健康村 (なかのビレジ、ふじやまビレジ)	2	—	—	・区民等宿泊 大人(中学生以上)3,000 円 ・区民等以外宿泊 大人(中学生以上)9,000 円	区民利用 2 割改定 区民以外 7 割改定

＜空き時間利用施設等＞

区分	施設名	箇所	施設内容	利用率(令和 5 年度)	使用料	前回改定(平成 30 年 10 月)
空き時間 利用施設等	ふれあいの家 (松原西、中町、成城、南烏山)	4	—	24.6% (16.3%～34.2%)	行政財産使用料条例 →平米に応じて料金を規定 ・ふれあいの家 夜間(2h):200 円	3 割改定
	教育総合センター	1	研修室	—	・教育総合センター 研修室 1(定員 240 名) 土曜日・午前 3h(全面):4,800 円	—
	児童館	18	プレイルーム、音楽室、ピアノ室、遊戯室など	—	・若林児童館(遊戯室) 午前 3h:960 円	—
	母子生活支援施設	1	集会室	—	・母子生活支援施設(集会室) 夜間 2h:1,080 円	—
	デイ・ホーム内会議室	4	会議室	—	・デイ・ホーム世田谷(会議室) 午前 3h:300～1,440 円	—
	児童相談所	1	団体活動支援スペース	—	・児童相談所(会議室 A・B、活動支援室) 2h:540～1,100 円	—
	奥沢福祉園	1	共同会議室	—	・奥沢福祉園共同会議室 午前 3.5h:840 円	—
	土と農の交流園	1	和室、研修室	—	・土と農の交流園 午後・夜間(4h):400 円	3 割改定 ※午前(3h)は据え置き
	陶芸室 (代田地区会館、船橋小学校、駒沢地区会館、野毛青少年交流センター)	4	陶芸室、陶芸窯室	—	・陶芸室(4h) 400 円 ・陶芸窯室(24h) 出力 25kw 以上 4,320 円、25kw 未満 3,960 円	概ね 3 割改定 ※陶芸窯室は据え置き